

ひとが輝く杜の都・仙台 仙台市総合計画 2020（抜粋）

基本構想

3 仙台の都市像

私たちは、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」をめざします。

この理念のもとに、都市個性に対応した4つの都市像を掲げ、市民と行政とが共に実現に取り組み、次の世代へと希望をつないでいきます。

支え合う健やかな共生の都

- やすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市 -
- ・誰もが健やかに生涯にわたって生きがいを持ち、自立して豊かな生活を送ることができるまち
- ・安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
- ・すべての市民が人間の尊厳を大切にし、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち
- ・災害への十分な備えがなされ、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまち

基本計画

第2章 重点的な取り組み

2 地域で支え合う心豊かな社会づくり

少子高齢化の進展やライフスタイル・価値観の多様化などにより、高齢者や障害者、子育て家庭、孤立しがちな単身者などが抱える課題も複雑化してきており、地域のつながりの中で、健やかに安心して暮らし続けることができる支え合いの社会をつくることが求められています。また、近い将来発生が確実視される宮城県沖地震などの大規模な災害への対応や防犯、交通安全などは、個々人や行政による対応に加え、地域の共助による取り組みが必要です。

「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくりまします。

[施策の方向性]

(1) 共生・健康社会づくり

孤立化を防ぐ地域のつながり、世代間の連帯、障害に対する理解、男女共同参画、異文化への理解などの推進を図りながら、互いに尊重し合い、共に生きる地域社会づくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくりなど、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができる仕組みづくりを進めます。

[1] 世代や性別、国籍や文化の違い、障害の有無などを超えて互いに認め合い、誰もが自らの能力を発揮できる社会づくりを進め、地域における支え合いのネットワークづくりを支援します。

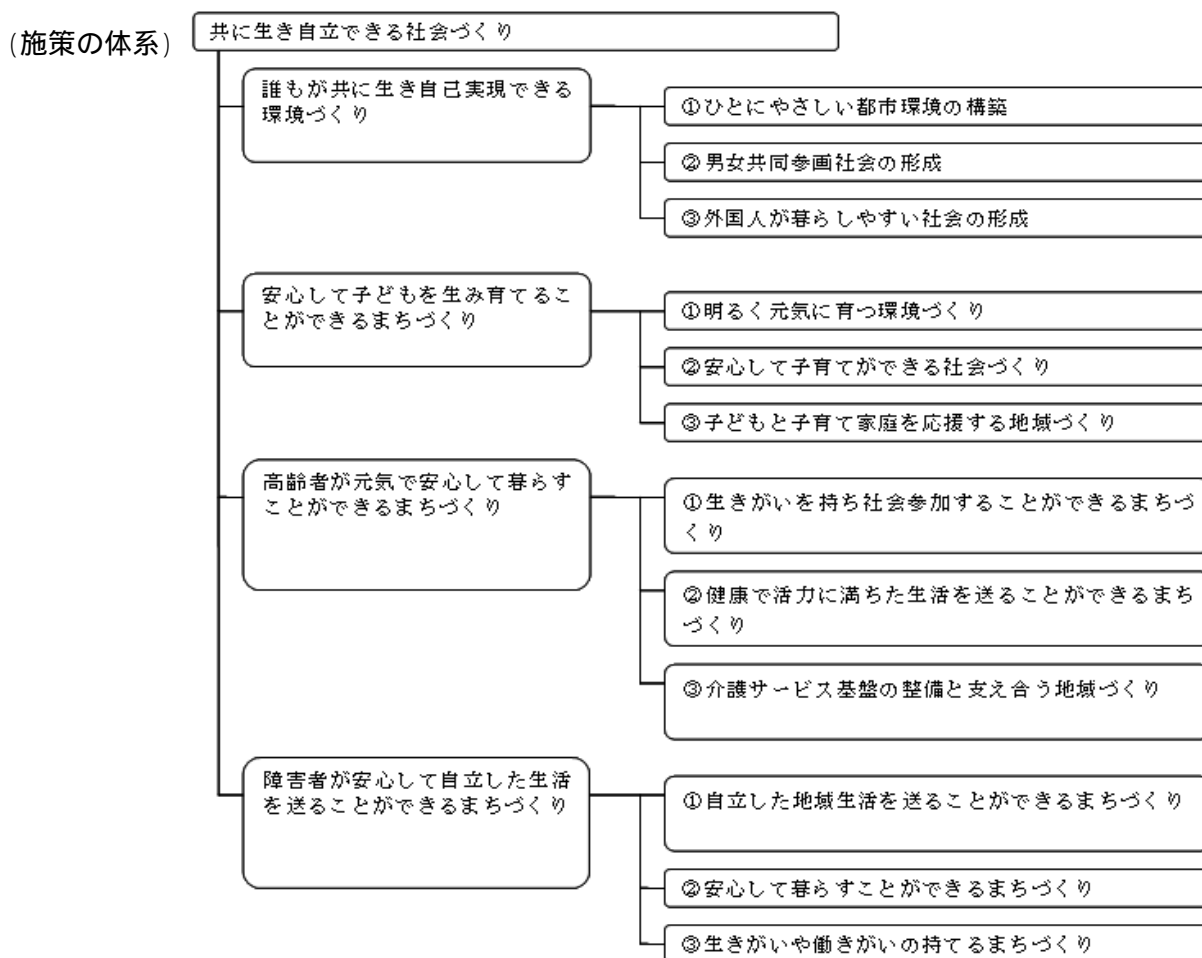
[2] ~ [4] (略)

[5] 障害者が自己選択と自己決定により、身近な地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進め、自立に向けた就労の支援などを強化します。

第3章 分野別計画

第1 学びの都・共生の都の実現をめざす分野

3 共に生き自立できる社会づくり



(4) 障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり

(動向と課題)

社会状況の変化により障害者が増加するとともに、障害の範囲が拡大しており、障害者が身近な地域で安心して生活することができる環境づくりが求められています。

福祉的支援が必要な中途障害者、発達障害者、難病患者などへの効果的な支援など、障害者の増加により多様化するニーズに対応するため、支援体制や支援システムの構築が求められています。

障害者の社会参加が保障され、その人らしく自立した地域生活を送ることができるよう、障害者に対する理解と相互交流を促進することが求められています。

(基本目標)

障害者の自立した地域生活を支えるサービス基盤の整備を進めます。

障害者が地域において、安心して生活するための支援体制づくりを進めます。

障害者への理解を一層深めるとともに、障害者自らが主体的に活動することができる社会づくりを進めます。

(基本的施策)

[1] 自立した地域生活を送ることができるまちづくり

保健福祉センターにおける総合的な相談機能の充実や、さまざまな福祉施設での日常的な相談や援助など、障害者を支える環境づくりを進めます。

ホームヘルプサービスやグループホームなどの障害福祉サービスを充実し、障害者の自立した地域生活を支援します。

地域におけるリハビリテーションを推進する拠点として、(仮称)青葉障害者福祉センターなどの整備を進めます。

障害児通園施設の整備やレスパイトサービスの充実を図るなど、障害児とその家族の地域生活を支える取り組みを進めます。

障害児放課後ケアを充実し、障害児が放課後などに地域で安心して過ごせる環境づくりを進めるとともに、その家族の子育て支援を図ります。

[2] 安心して暮らすことができるまちづくり

発達相談支援センターを南北2館体制とすることにより、自閉症をはじめとする発達障害者の相談支援などを強化し、地域生活を支援します。

障害者の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの展開を図るため、支援システムの中核を担う専門機関として、(仮称)身体障害者総合支援センターを整備します。

医療的ケアが必要な障害者が地域で安心して生活を送ることができる環境づくりを進めます。

入院中の精神障害者が安心して地域生活に移行することができるよう、退院促進や退院後の地域生活を支援します。

地区社会福祉協議会やボランティア団体などの地域福祉を担うさまざまな主体と連携し、地域内での障害者支援ネットワークづくりを進めます。

[3] 生きがいや働きがいの持てるまちづくり

障害者就労支援センターを中心とし、就労支援事業所や労働関係機関等との連携を強化し、働く場の創出や能力開発の支援など、障害者の就労支援を進めます。

スポーツや文化・芸術活動などを通じ、障害者の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

セルフヘルプ活動やピアサポートなど、障害者が自らの社会参加や自立を促進するためのグループを育成し、障害者同士が支え合う活動を推進します。

障害についての普及啓発や各種イベントの開催などにより、障害者に対する理解と相互交流を促進します。

支援技術や知識を習得するための研修を充実するなど、障害福祉に従事する人材の養成を進めます。